

# 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 第七回検討会 資料

---

令和5年2月6日

# 1. 建設業における受発注者間における業界構造

## 高度経済成長期における業界構造

(参考)「ゼネコン5.0」アーサーDリトルジャパン 古田直也、南津和広、新井本昌宏

(参考)「現代の建築プロジェクト・マネジメント」建設プロジェクト運営方式協議会編 志手一哉・小菅健著

- 長期的な市場成長への展望を背景に、発注者との安定的な関係を構築・維持するため、追加費用の発生等のリスクを受注者側が積極的に引き受け。
- 発注者側も、工事の進め方や下請を含む外注方針について口を挟まず、納期通りに工事を完成してくれる、“なんとかしてくれる”ゼネコンとの良好な補完関係の構造・慣行に。
- ➡ 建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的な行動であった。
- 請負とは完成物を引き渡すことで対価を得る契約。下請会社の選定や契約に関する裁量権を持つ元請会社のコストがブラックボックスであったとしても与えられた裁量の範囲。
- 発注者も、後に顕在化するようなリスクは元請会社に負担してもらいたい、調達原価を開示されても善し悪しを判断できない、多少の不測の事態は契約金額の中でやりくりしてもらいたい、と指向。
- ➡ 工事期間中に発生する不確実性を事前に見積もることは困難で、その分の費用を想定して工事金額に含まざるを得ないが、この予備費的な費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合は、発注者に還元されない。

- ✓ バブル期以降建設投資額が減少すると、受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化。
- ✓ 低成長時代になると、発注者・受注者の情報の非対称性は、発注者にとっては受注者に対するコスト不信感、受注者にとっては許容量を超えたりリスク負担を生み出すことに。

## 2. 建設業の持続可能性を妨げる課題

### 資材価格の変動

- 工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。
- 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。

- ➔
- 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するため、総価一式での請負契約という工事原価がわかりづらい契約のあり方について検討することが必要。

### 担い手確保

- 建設技能者の高齢化が著しく、新規入職者を確保する必要。
- 日本全体では人口減少が始まり、特に若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまた。将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたい状況。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が10年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見も。

- ➔
- 設計労務単価相当の賃金の行きわたりを徹底させるため、重層下請構造が元下間の請負金額に与える影響や、重層下請構造の適正化についても、考えていく必要。
  - 建設技能者の処遇改善により担い手を確保すると同時に、生産性の向上により労働力の減少を補うことも必要。

### 3. 契約に係る論点【議論用】

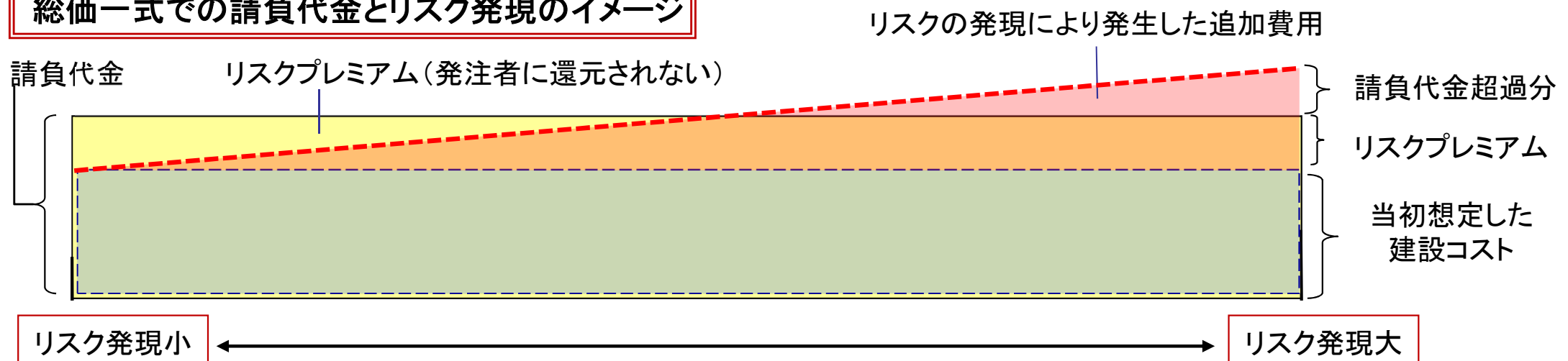
#### 契約締結時に係る検討の方向性

- 民間建設工事標準請負契約約款（民間約款）の原則的利用の促進。
- 価格変動に伴う請負代金額の変更を求める条項（民間約款第31条）の契約書への明示（建設業法第19条第1項第8号の明確化）。
- 見積や、契約の協議の際の、受注者から発注者に対する請負代金や工期に影響を及ぼす事項の明示。
- 受注者による、請負代金の内訳としての予備的経費（リスクプレミアム）の明示。
- 透明性の高い新たな契約手法として、コストプラスフィー契約を選択肢の1つに。

#### 契約締結後に係る検討の方向性

- 民間約款第31条の考え方の明示（「経済事情の激変」「物価・賃金の変動」等）。
- 価格変動時における優越的地位の濫用の考え方の明示（明示的な協議、書面等での回答の必要性）。
- 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）に基づく勧告対象の民間発注者への拡大。勧告対象に至らなくとも、不適当な行為に対する「注意」を実施、必要に応じて公表。

#### 総価一式での請負代金とリスク発現のイメージ



## 4. 重層下請構造の適正化に係る論点【議論用】

### 基本的な考え方

- 重層下請構造は結果であり、重層化に向かう原因の見直しが必要。下請次数を何次までと数字で区切ることは必ずしも適当ではないが、重層化した下請構造の中で果たすべき役割や責任を明確にするとともに、品質や安全性、賃金行き渡りなどで問題が生じないよう措置することが必要。

### 施工に関する役割、責任の所在、品質・安全性の確保に向けた対応の方向性

- 施工体制台帳の作成等を通じた書面ベースの現場管理から、ICTを活用した現場管理へと移行し、施工体制を「見える化」。CCUSの活用促進。
- 技能者個人の技能や下請企業の施工力の見える化による、建設生産物の「質の見える化」。
- 現場単位での時間外労働時間の見える化・把握と受発注者間での工期の調整。
- 下請を含む建設生産プロセス全体での、人権尊重、労働条件改善、環境配慮への取組といった非財務情報のディスクロージャー（参考；Responsible Business Alliance）。
- 中長期的な課題として、建設技術の高度化で専門分化し細分化が進んだ許可業種の合理化。

### 賃金行き渡りへの対応の方向性

- 下請負人による「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約（不当廉売）の制限。
- 中央建設審議会による「通常必要と認められる原価」としての労務費（単価）の勧告。
- 賃金行き渡りの観点から、設計労務単価相当の賃金支払いへのコミットメント（表明保証）。
- 受注能力強化に向けた、CCUSも活用した多能工の見える化。
- 正規雇用を維持するとともに、技能者の技能蓄積の場を確保するため、閑散期に、副業として、他社の工事現場において働くためのルールづくり。
- 建設業の許可が不要とされている軽微な建設工事（500万円以下）の請負に係る新たな枠組み。

# 5. 品確法における関係条文

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

### 第三条（基本理念）

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

### 第七条（発注者等の責務）

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

### 第八条（受注者等の責務）

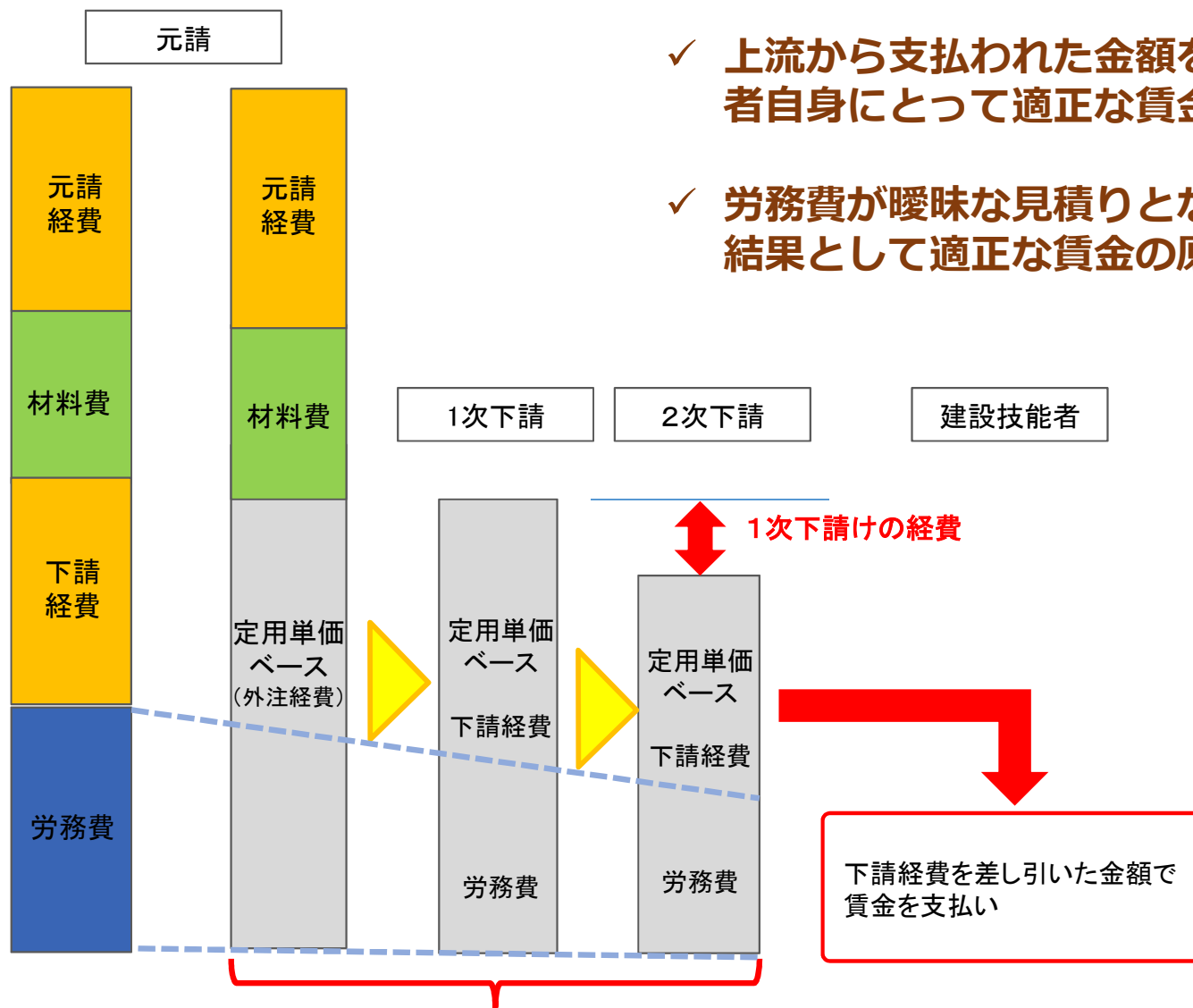
2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

### 2 受注者等の責務に関する事項

…（前略）…国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努める…（中略）…ものとする。

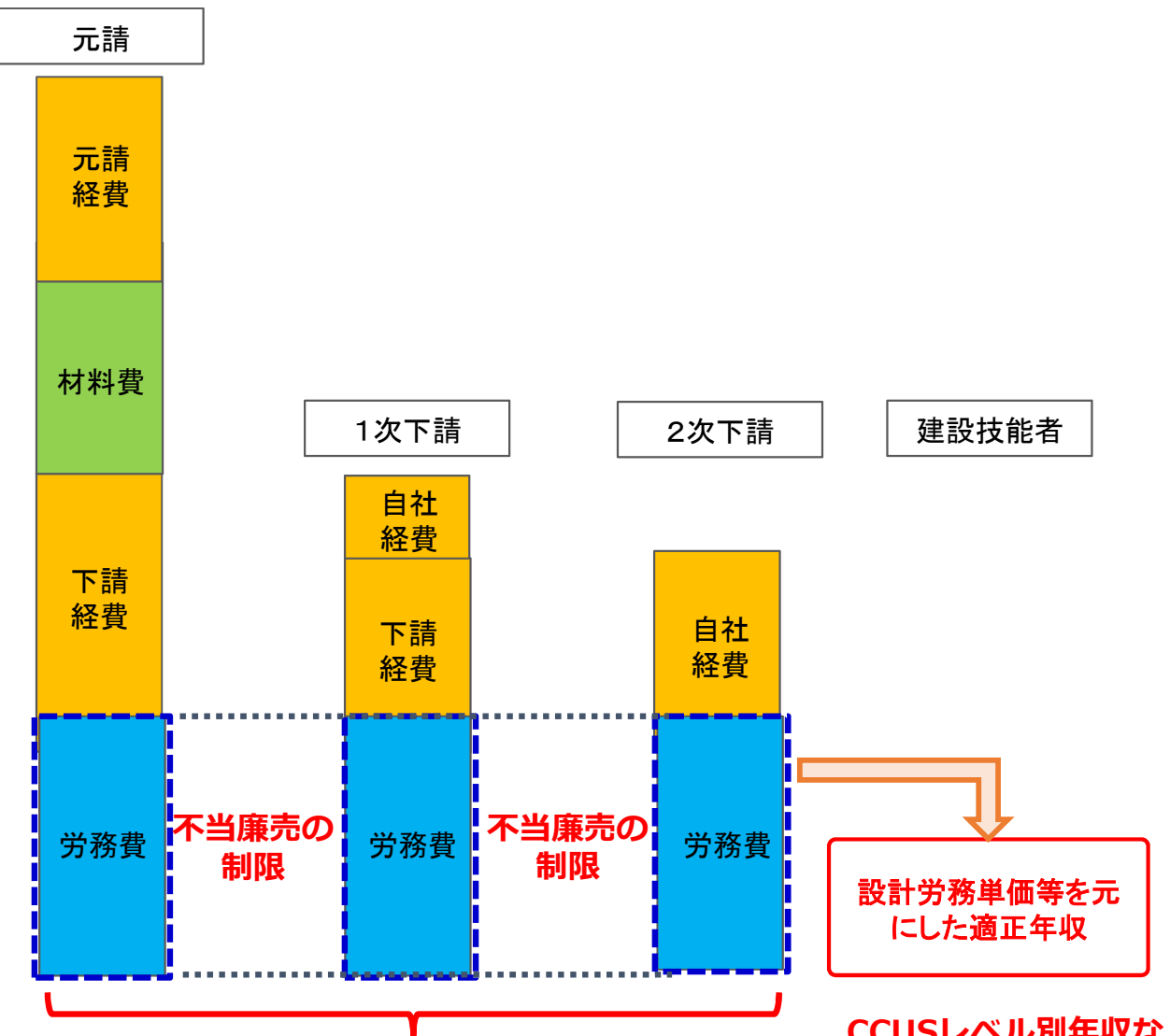
## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



- ✓ 上流から支払われた金額を上限に賃金が決定するため、技能者自身にとって適正な賃金水準となっているかどうか不明
- ✓ 労務費が曖昧な見積りとなり、下流側の価格交渉力が低下。結果として適正な賃金の原資が確保できない恐れ

労務費と下請経費を合算した定用単価をベースに契約金額が決定

## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



適正年収の支払いが可能となる労務費の見える化  
不当廉売の制限による賃金支払い原資の確保

CCUSレベル別年収など、技能者自身に適正な賃金水準を明示

- ✓ 公共工事においては、発注者が、設計労務単価等を元に適切な積算を行うことで、適正な予定価格を設定
- ✓ 建設技能者へ適正賃金の支払いが可能となる労務費の見える化
- ✓ 適正賃金支払いに必要となる労務費をベースに、法定福利費その他の必要経費を積み上げ
- ✓ 適正賃金支払いに必要となる労務費を下回る、賃金引下げによる低価格競争(不当廉売)を制限し、賃金支払い原資を確保
- ✓ CCUSレベル別年収を示すことにより、技能者自身に適正な賃金水準を明示し、適正賃金の行渡りを促進